

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：美浦村

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	９９．１０％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９５．３６％
全職員	８８．１８％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	９６．７６％
本庁課長補佐相当職	９７．３６％
本庁係長相当職	９６．７６％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	９０．７４％
３１～３５年	９６．９１％
２６～３０年	９７．３５％
２１～２５年	８３．６０％
１６～２０年	９５．２４％
１１～１５年	９４．７３％
６～１０年	１０１．９２％
１～５年	１１４．５１％

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（日額職及び時間額職を除き、月額職のみを対象）について、正規の勤務時間（週３８時間４５分）に満たないものは、その勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ・ ２．（１）役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には女性職員がいないため、「—」と記載する。
- ・ 給与の差異の要因として、世帯主となっている男性に扶養手当を支給する場合が多いことがあげられ、受給者に占める男性の割合は７６．６０％である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。